

「公務員共済ねんきん特別便」を送付します

市町村の共済組合においても社会保険庁と同様に、共済年金にかかる年金加入記録について「公務員共済ねんきん特別便」により通知します。

ねんきん特別便の目的

共済組合で管理している公務員の加入期間で、共済年金の算定基礎となる期間と基礎年金番号の確認を目的としています。

送付対象者となる方

平成20年3月31日現在におけるすべての年金受給権者、組合員および組合員であった方に送付します。

ただし、平成20年4月1日以降の新規組合員および平成9年1月前に退職された方で、その後組合員となっていない方は除きます。

送付時期

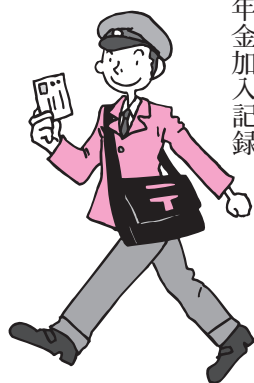
- ① 年金受給権者……4月18日頃
- ② 組合員および組合員であった方(ただし、年金受給権者を除く)……6月中旬頃

送付方法

- ① 年金受給権者および組合員であった方……全国連合会から直接本人へ郵送
- ② 組合員……所属所経由で本人へ送付

お知らせの内容

- ① 平成20年3月31日現在の共済組合制度の年金加入記録
- ② 共済組合で把握している基礎年金番号



58歳になられる方へお送りします

「年金見込額等のお知らせ」を開始します

お知らせの目的

「年金見込額等のお知らせ」は、共済組合で管理している記録の確認を事前に行っていたかどうかとともに、お知らせする年金見込額を今後の将来設計に役立てていただくことを目的としています。

お知らせの対象者となる方

平成20年4月以降に58歳になられる方(昭和25年4月2日以後に生まれの方)で組合員である方が対象となります。

お知らせの概要

58歳到達月(誕生日の前日の属する月。以下同じです。)の前月に、共済組合の組合員期間と将来の年金見込額等についてのお知らせを、共済年金制度について記載したリーフレットとともに送付します。

お知らせする内容は、次のとおりです。

- ① 58歳到達月の前々月までの共済組合制度の組合員期間
 - ② 58歳到達月の前々月までの加入実績に応じた年金見込額
 - ③ 60歳到達日(誕生日の前日)までに加入された場合の年金見込額
- 年金見込額は、通知作成時の記録を基に現行の算定方法により将来受給要件を満たすことを前提に試算しています。このため、この見込額と実際の年金額とは相違します。

また、今後の法律改正や物価スライドによっても年金額が変わることがあります。

「年金見込額等のお知らせ」に記載されている公務員の加入期間などに疑問や誤りがあると思われる場合は、すみやかに共済組合へお申し出ください。共済組合で確認作業を行い、その結果をお知らせします。